（警備業法施行規則の一部改正）

第二条　警備業法施行規則（昭和五十八年総理府令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第四条　法第五条第一項（法第七条第四項において準用する場合を含む。）の内閣府令で定める書類は、次のとおりとする。 一　個人である場合は、次に掲げる書類 ［イ・ロ　略］ ハ　民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長の証明書 ［ニ～ヘ　略］ ［二・三　略］ 2　［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	**第四条**　［同上］ 一　［同上］ ［イ・ロ　同上］ ハ　成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。）及び民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第一項の規定により成年被後見人とみなされる者、同条第二項の規定により被保佐人とみなされる準禁治産者又は破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長の証明書 ［ニ～ヘ　同上］ ［二・三　同上］ 2　［同上］

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令の一部改正）

第三条　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令（昭和六十年総理府令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（風俗営業の許可申請書の添付書類） **第一条**　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「法」という。）第五条第一項の内閣府令で定める書類は、次のとおりとする。 ［一～三　略］ 四　申請者が個人である場合（次号又は第六号に該当する場合を除く。）には、次に掲げる書類 イ　［略］ ロ　法第四条第一項第一号から第十号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面 ハ　民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村（特別区を含む。）の長の証明書 ニ　［略］ ［五・六　略］ 七　申請者が法人である場合（次号に該当する場合を除く。）には、次に掲げる書類 ［イ・ロ　略］	（風俗営業の許可申請書の添付書類） **第一条**　［同上］ ［一～三　同上］ 四　［同上］ イ　［同上］ ロ　法第四条第一項第一号から第八号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面 ハ　成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。）及び民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第一項の規定により成年被後見人とみなされる者、同条第二項の規定により被保佐人とみなされる準禁治産者又は破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村（特別区を含む。）の長の証明書 ニ　［同上］ ［五・六　同上］ 七　［同上］ ［イ・ロ　同上］